

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 28 日現在

機関番号：18001

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02816

研究課題名(和文)戦後台湾における沖縄県出身者引揚げの体系的研究

研究課題名(英文)A systematic study on Okinawa prefecture people's repatriation from Taiwan after World War II

研究代表者

赤嶺 守 (AKAMINE, Mamoru)

琉球大学・法文学部・教授

研究者番号：20212417

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：戦前、植民地台湾には沖縄からの移住者が多く、戦中宮古・八重山諸島から年寄りや子供たちが多く疎開していた。敗戦により、そうした人々は戦後引揚げを強制され、約3万人の沖縄県出身者が引揚げの対象とされている。しかし、沖縄を占領した米国軍政府は、戦禍による荒廃で受け入れ態勢が整っていないことを理由に早期の引揚げを許さず、正式に沖縄県民の引き揚げが実施されたのは、1946年10月以降であった。本研究では、関連資料を基に引揚げ経験者にインタビューを行ない、そうした沖縄県民の引揚げの実態を解明した。また本研究の最終年(2018年3月)には、研究成果として、『<沖縄籍民>の台湾引揚げ証言・史料集』を刊行した。

研究成果の概要(英文)：Before the World War II, many Okinawan moved to the Japanese colony Taiwan. And a lot of elders and children were evacuated from Miyako Island and the Yaeyama Islands during wartime. But these people were forced to repatriate because Japan lost the battle. About 30,000 Okinawan were the target being repatriated. But the American military government which had occupied Okinawa rejected the early repatriation for the reason that due to the disasters of war, the land was unprepared to receive the people. Then the formal repatriation was carried out after October 1946. For clarifying the facts, this research which was based on the related materials and interviews with people experienced. And during the last year (March 2018) of this research, as the results "A testimony and historical materials collection of the Okinawan prefectural people's repatriation from Taiwan" was issued.

研究分野：史学

キーワード：台湾引揚げ 沖縄籍民 日僑 琉僑 沖縄同郷会連合会 沖縄僑民総隊 琉球籍官兵集訓大隊

1. 研究開始当初の背景

日本の敗戦後、海外から引揚げてきた日本人は、軍人・軍属及び民間人を含めて660万人以上いたとされている。その中、台湾から約40万人の日本人が引揚げている。筆者は、これまで多くの中琉関係に関する論文を執筆し、日本政府の琉球併合に対する中国の激しい抗議、中国の属国であった琉球に対する宗主権をめぐる琉球帰属問題交渉、そして戦後の沖縄県の日本帰属を認めない中華民国政府の対琉球政策といった中国側の対琉球認識の歴史的な変遷を明らかにしてきた。中華民国政府は台湾からの引揚げにおいて、沖縄県出身者を「琉僑」と称して日本人(日僑)と区別していたが、そうした背景には、沖縄に対する日本の領有主権を認めない外交姿勢が現れているといっている。日本人の引揚げについて、中華民国政府は日僑管理委員会を組織して「台湾省日僑管理委員会組織規定」、「台湾省日僑管理委員会辦事細則」、「台湾省日僑僑送送応行注意事項」、「台湾省回国日僑管理規則」を定め、それに基づいて日本人の引揚げ措置を遂行していた。一方、沖縄県出身者の引揚げについても、便宜的に日僑管理委員会のそうした運用規定に準じて送還が実施されていた。これまで、戦後の沖縄県出身者の引揚げについては、証言集(『インヌミから50年目の証言』、1995年)の刊行や受け入れに関わる研究が少なからずなされている。しかし、その多くが南洋諸島を含む各地域からの引揚げに関わる問題を対象としており、台湾引揚げに特化した体系的な研究はこれまでになされていない。台湾における日本人の引揚げについては、まず先に軍人・軍属の送還がなされ、その後民間人の送還が実施されている。1946年4月までに日本人の軍人・軍属・民間人の引揚げは大方終了していたが、沖縄県出身者については、沖縄に駐留する米軍政府の受け入れ準備が整わず引揚げが大幅に遅れ、同年10月から本格的な引揚げが始まっている。最近、台湾では外交部(外務省)、中国国民党党史館、国史館が保管する戦後の「档案」(公文書)の公開が進んでいるが、そうした資料群の中には多くの沖縄県出身者の引揚げに関わる資料が含まれている。筆者はこれまでに、そうした資料の収集を行い、また平成20年度に琉球大学が獲得した特別研究経費<人の移動と21世紀のグローバル社会>では、県出身の台湾引揚げ経験者に対するインタビューを行い、引揚げ体験者の証言記録を残す作業を進めてきた。

2. 研究の目的

戦後、中華民国政府は台湾からの日本人の引揚げについて、日本人を「日僑」、沖縄県出身者を「琉僑」と称し区別しており、時期的にも、また送還方法も異なる措置を展開して

いた。そうした措置には、沖縄(琉球)を日本の一部として認めない戦後の中華民国政府の琉球帰属問題に対する外交政策が反映されている。これまで日本国内では多くの台湾引揚げに関する資料が刊行され、それに基づく研究成果も多く出されているが、沖縄県出身者の台湾引揚げに関しては引揚げ過程の全体を概観しうる体系的な研究はなされていない。本研究は「日僑」(日本人)とは異なる「琉僑」(沖縄県出身者)の引揚げの多様な特徴を導き出し、日僑引揚げとの差異について体系的な比較研究を行うものである。

3. 研究の方法

本研究では、台湾で公開されている国史館档案、外交部(外務省)档案、国民党档案に綴られている琉僑(沖縄県出身者)の引揚げに関する公文書や周辺資料を網羅的に収集し、さらに戦後沖縄県出身者の引揚げに関わった「沖縄僑民総隊」「沖縄同郷会連合会」「琉球籍官兵集訓大隊」に関する資料や関係者の所有する関連資料の収集を行い、沖縄県出身者の引揚げの実態の全貌を明らかにする研究を実施する。また史料では見えてこない引揚げ関連の事項については、関係者や引揚げ経験者へのインタビューを実施し、それによって具体的に解明する作業を同時に行う。本研究では、調査収集した文献資料に当事者の証言を加え、日本本土に引揚げた「日僑」と沖縄に引揚げた「琉僑」の引揚げの相違及び「沖縄僑民総隊」「沖縄同郷会連合会」「琉球籍官兵集訓大隊」の三者の関係を明確にし、これまで明らかにされてこなかった沖縄県出身者の引揚げの実態を体系的に示す研究を行う。

4. 研究成果

(1) 沖縄県出身者の海外からの引揚げに関しては、これまでに証言集の刊行や引揚げ受け入れに関わる研究が少なからずなされている。しかし、その多くが南洋諸島を含む各地域からの引揚げに関わる問題で、台湾引揚げに特化し全体を体系的に俯瞰できる証言集の刊行や研究はなされていない。本研究は沖縄県出身者の台湾引揚げを対象に行うものであるが、戦後正式な送還手続きを経て沖縄へ送還されたのは沖縄籍を有する者のみで、本土出身者や他府県に転籍した者は除外されていた。本研究では、沖縄籍で沖縄に引き揚げた人々を研究の対象とし、そうした人々を「沖縄籍民」と称す。これまでの研究(上地晶子「戦後台湾における日本人の引揚げと<琉僑>の存在『政府接收台湾史料彙編』収録史料を中心に『琉球大学人文社会科学研究科修士論文、2009年』)で、終戦当時、台北には台湾全島各地区の県出身引揚げ者集結隊が集まり、引

揚げ期日まで統制ある集団生活をするために編成された「沖縄僑民総隊」、そして逼迫した生活を送る県出身引揚げ者の救済を目的として結成され、日僑管理委員会から県出身者の人数把握や引揚げ名簿の作成及び「沖縄人証明書」の発給を委託され、引揚げ交渉を進めていた「沖縄同郷会連合会」、さらに日本軍人・軍属が引揚げた後、基隆港において日本人引揚げ者や県出身引揚げ者の引揚げ輸送業務に携わっていた沖縄出身軍人で構成されていた「琉球籍官兵集訓大隊（以下、「琉球官兵」称す）」といった組織が存在していたことが明らかにされていた。しかし、その活動の具体的な内容及び沖縄籍民の台湾引揚げにおける三者の関係、そして引揚げの方法や当時の様相について体系的な研究はなされていない。本研究では、そうした点を関連史料や証言記録に基づき詳細に検討した

沖縄僑民総隊：戦後まもなく日僑（一般日本人）の第一次還送が着々と進む中、琉僑（沖縄籍民）に対しても引揚げに向け集結命令が下された。引揚げには荷物の制限もあったことから、沖縄籍民は最小限の荷物を携帯して、各都市の集合場所に集結し引揚げに備えた。しかし、沖縄県出身者については、戦後の荒廃により、沖縄に駐留する米軍政府の受け入れ準備が整わず引揚げが大幅に遅れ、間もなくこの集結命令は取り消される。台湾全島各地区から集結隊が台北集中営に集められ、米軍政府の受け入れ許可が出るまで、互助・共存する相互扶助組織として設立されたのが「沖縄僑民総隊」であった。この沖縄僑民総隊には南洋群島からの疎開者も含まれていた。沖縄僑民総隊は会則・規定を制定し、会長に台中沖縄県人会長で沖縄同郷会連合会副会長の職に就いていた平川先次郎を選出し、副総隊長には学校長経験のある山田親法が選任されている。沖縄僑民総隊は総隊本部（総務部、渉外部、教育部、自活部、経理部、医務部の6部）と中隊（7つの中隊、1つの眷属による中隊、台北中隊の計9中隊）によって組織化されていた。働ける者は台北市内で一時的に職を求め働き、収益の一部は組織的によって運用されるなど、自活による組織の互助・共存を目指し、また幹部の中には戦前教職に就いていた者も多く、沖縄僑民総隊教育所（初等部・中等部）を設置し、子供達の教育にも力を入れていた。

沖縄同郷会連合会：戦後、一般日本人の引揚げについて、中華民国政府は「台湾省行政長官公署令公布台湾省遣送回国日僑編組実施辦法」を施行し、日僑管理委員会の統轄の下で引揚げが実施されていた。沖縄籍民は一般日本人（日僑）と区別され、「琉僑」として別途引揚げが準備されていたが、引揚げ措置については立法化されることなく、一般日本人同様、日僑管理委員会の統轄の下で引揚げ「台湾省行政長官公署令公

布台湾省遣送回国日僑編組実施辦法」に基づいて、その引揚げが実施されていた。早期引揚げに向けて政府機関との折衝をおこなった組織が沖縄同郷会連合会であった。そもそも沖縄同郷会連合会が結成されたのは、引揚げ命令が撤回され、行き場を失い、政府からの補助も一切なく生活に困窮し苦境にたたされた沖縄の人々を救済するためのものであったといわれている。沖縄同郷会連合会は引揚げを待つ沖縄籍民のために政府機関と折衝する以外に、引揚げまで彼等が自活できるよう積極的な支援活動を展開していた。なお、沖縄同郷会連合会については、戦後台湾で日僑管理委員会に早期の引揚げ実現を訴えていた日僑互助会に匹敵する互助会組織であったことが指摘できよう。沖縄同郷会連合会が規定する「沖縄籍民」とは、「沖縄」という土地で生まれ育ったかどうかは問題ではなく、あくまで本籍地を沖縄とし本籍地を沖縄から変更することがなかった者が一義的に「沖縄籍民」となっていた。そのため、自己の都合で他府県に転籍した者には「沖縄籍民証明証」は交付されず、「沖縄籍民」の枠外へと排除していた。沖縄同郷会連合会による沖縄籍を有するといった認定プロセスを経て、在台「沖縄籍民」の認定がなされており、またそうした人々が中華民国政府によって「琉僑」と称されていた。

琉球官兵：中華民国政府は治安面・食料面等の問題から、武装解除まもない1945年12月25日より旧日本軍人の引揚げを優先的に開始することを決定した。一方、同じ旧日本軍人であった沖縄への直接帰還を希望する台湾各地の部隊に所属していた沖縄籍軍人や軍属らは、沖縄籍ということによって引揚げに待たされたががっていた。旧日本軍人及び一般日僑に対する引揚げ命令が下ると、その引揚げ業務に従事している。第一次引揚げが終了する1946年4月までに日本本土へ引揚げた沖縄籍兵もあり、最終的には、同年5月1日に中国台湾省警備総司令部の管理下で「琉球官兵集訓大隊」=「琉球官兵」と称され、同総司令部第二処の管理下に置かれた。旧日本軍人引揚げ後は、一般日僑の第二次引揚げに伴い、10月9日付で留台日僑世話役と琉球官兵乗船地責任者の間で「基隆乗船地に於ける回国日琉僑遣送業務に関する留台日僑世話役と琉球官兵乗船地責任者との申し合わせ事項」が取り交わされ、琉球官兵が日僑管理委員会のもとで引揚げ業務を行うこととなる。しかしその後も、彼等の沖縄への帰還は、米軍政府の受け入れ体制が整っていないこと等を理由に再び先延ばしされる。「琉球官兵」とは、沖縄籍を有するこうした旧日本軍人で、日僑の第二次引揚げ業務および琉僑の引揚げ業務に最後まで携わった者たちであると定義づけていい。

(2) 沖縄籍民の引揚げの地域については、

宮古・八重山の先島地方と沖縄本島及び周辺離島の2つに大別できる。

終戦直後、宮古・八重山の先島地方は、沖縄本島ほど船舶の移動の米軍政府による監視が厳しくなかったことから、引揚げは疎開に来た宮古・八重山の人びとを中心に始まる。その引揚げは「ヤミ船」引揚げと呼ばれる「民間船」による非合法的な形で行われていた。宮古・八重山へはそうしたヤミ船によって引揚げた者が多く、船隻数と引揚げ者の実数は把握できない。正式に引揚げが許可されるようになると、宮古・八重山からは自治体による送還船が派遣され、また中華民国政府が「遣回琉球難民辦法(琉球難民帰還規定)」を設け、1月28日から2月18日の間に計4隻を使用し、総計525名の疎開者を送還している。最終的には、1946年第7次送還船LST74号で310名の引揚者が帰島し、その帰還により宮古・八重山地域の引揚げは、ほぼ終了している。

沖縄籍民の中でも、日本本土在住の親戚のツテを頼る者、また台湾で戸籍を本土に転籍したために琉僑の証明証を得られず仕方なく本土へ引揚げざる者等が、GHQ/SCAPの指定する船舶で「本土」へ引揚げていた。沖縄本島には戦時中に米軍政府が樹立され、戦後沖縄本島への船舶の入港が厳しく取締まれていた。そのため、個々人で沖縄本島へ引揚げるという選択肢はなく、宮古・八重山地域と違って、台湾間を行き来する「民間船」で引揚げが行われることはなかった。沖縄本島及び周辺離島の出身者は「沖縄僑民総隊」「沖縄同郷会連合会」「琉球官兵」といった相互扶助組織の援助のもと、GHQの派遣する沖縄本島への引揚げ船を待つこととなる。本土から沖縄への引揚げ船受入れが本格化するのに伴い、GHQは台湾から沖縄本島へ送還する初めての具体的な計画文書を7月29日付で打ち出す。本島への送還については、『台湾留用引揚記録』により、以下の11回の引き揚げを確認することができる。第1回送還：1946年10月24日1214人(一般琉僑)第2回送還：1946年10月31日1379人(一般琉僑)第3回送還：1946年11月8日1197人(一般琉僑)第4回送還：1946年11月16日1251人(一般琉僑)第5回送還：1946年11月24日557人(一般琉僑)第6回送還：1946年11月30日1034人(一般琉僑)第7回送還：1946年12月1日965人(一般琉僑)第8回送還：1946年12月14日711人(一般琉僑)第9回送還：1946年12月14日1345人(一般琉僑)第10回送還：1946年12月20日28人(ハンセン病患者や精神病患者など)第11回送還：1946年12月23日247人(琉球官兵残留隊)。

実際に沖縄本島への送還許可が降りたのは、『琉球官兵顛末記』によると10月19

日で、翌日(10月20日)に沖縄籍民引揚げ用船舶として、米軍のLST船「Q078」号が入港している。沖縄籍民の引揚げにはLST船「Q078」号以外にも「Q074」号、病院船「橘丸」(第10回送還)そして駆逐艦「宵月」(第11回送還)が使用されている。「日僑」とよばれた日本人と「琉僑」とよばれた沖縄籍民とは、引揚げ方法に違いがみられたが、そのなかで差異のなかった引揚げの事例が「病院船引揚げ」である。敗戦後留用者以外の日本人はすべて台湾から引揚げることとなったが、癩患者は外地からの引揚げ者により疫病が日本に広がることを恐れていたGHQの隔離政策により、台湾に取り残されていた。台湾には「楽生療養院」という台湾初、また唯一の公立ハンセン病治療院があり、台湾で生活していた内地人(沖縄県出身者を含む)のみならず台湾人のハンセン病患者も収容されていた。ハンセン病患者らは、敗戦後の混沌とした中で政府による補助も打ち切れ、また精神的拠り所となっていた家族も引揚げ、物心両面において苦境にたたされていた。こうした人々は「日僑」「華僑」としての区別はなく一概に「病僑」と称され、「因病日僑暫留証明書及家属監護人証明書」が発給されていた。1946年12月20日の「病院船引揚げ」では、そうしたハンセン病患者と精神疾患患者、医師とその家族、看護長、看護婦長らが病院船「橘丸」に乗り込み、引揚げ最終段階の台湾引揚げ者として台湾を後にしている。『琉球官兵顛末記』には、沖縄出身の山田(旧姓座間味)盛保医師がハンセン病患者と精神病患者とともに引揚げたことが記録されている。

(3)戦後、沖縄への送還が予定されていた「沖縄籍民」については、沖縄や南洋群島から疎開し日本の敗戦により補助を打ち切られた疎開者と、敗戦後に引揚げのため集結したが、その後その命令が取り消され帰るべき家と職を失った居住者たちに大別することができる。日僑の引揚げが順調に進む中、帰還がなかなか叶わず、彼等は引揚げまで自ら模索し生活の糧を得なければならず、伝染病などで死者が出るなど、彼らの生活環境はまさに死活問題に直面していた。そうした中、沖縄籍民を救援すべく組織されたのが、上述した「沖縄僑民総隊」「沖縄同郷会連合会」で、引揚げ港であった基隆港で沖縄籍民の引揚輸送業務にあたったのは、台湾省警備総司令部の統轄下にあった「琉球官兵」であった。「沖縄僑民総隊」の「僑民総隊自活部規定」第3条には、「自活収益金」の項目があり、そこには団体作業・個人作業・住込就業・個人就業・家族残置住込等の作業種別が記され、それぞれ僑民総隊に納める納入額と個人支給額の比率が定められていた。また違反者に対する罰則規定もあり、規定の遵守が厳しく求められていた。「沖縄僑民総隊」は単なる

扶助組織ではなく、厳しい生活環境の中、管理体制を徹底した自治組織であったことが窺える。経済的な支援や政府への早期帰還の折衝を「沖縄僑民総隊」から要請された「沖縄同郷会連合会」は、台湾省行政長官に管理下にあった台湾省日僑管理委員会に対して、留台日僑世話役を介して陳情や交渉を行っていた。「沖縄同郷会連合会」の会員の医師らが「沖縄僑民総隊」における医療活動を行い、その他に救済の資金集めを目的とした琉球舞踊・音楽・空手を演じるチャリティー「沖縄の夕べ」を台北公会堂で開催し、さらに生活の困窮している人々に毎週生活費の一部を支給するなど救済活動を積極的に展開していた。またハンセン氏病を患った病僑も「沖縄同郷会連合会」に早期の帰還を訴えていたことから、当局にその実現に向けて折衝している。さらに「沖縄同郷会連合会」は全台湾省における沖縄籍民の戸数と総人口を記載した「沖縄籍民調査書」を作成し、それを台北米国領事館に提出し、提出された「沖縄籍民調査書」は南京の米国大使館に送られ、そこから米軍政府に届けられ、引揚げ者受入の重要な参考資料とされている。台北に集結した「沖縄僑民総隊」は「琉球官兵」の斡旋により台湾総督府跡に収容され、「琉球官兵」と共同生活を送るようになる。その際に、「琉球官兵」は旧日本軍から譲られ保管していた大量の食糧米の一部を困窮した沖縄籍民に配給し、また台北市内の清掃作業で得た収益金の一部も「沖縄僑民総隊」の野菜・肉類の食糧購入に宛てている。その他に、沖縄籍民の警護、乗船地集中営の設営、検疫に関する業務、携行品の船への搬入業務など琉球官兵は実に多岐にわたる沖縄籍民の引揚げ業務に従事している。琉球官兵は実質的な引揚げ業務において欠かせない存在であったことがわかる。沖縄籍民はこうした「沖縄僑民総隊」「沖縄同郷会連合会」「琉球官兵」の扶助・救済の下で無事帰還が実現できたといってもいい。本研究では、関連資料を基に引揚げ経験者にインタビューを行ない、そうした「沖縄僑民総隊」「沖縄同郷会連合会」「琉球官兵」三者の相関関係を明らかにし、沖縄籍民の引揚げの方法や実態を体系的に解明した。また本研究の最終年(2018年3月)には、研究成果として、『<沖縄籍民>台湾引揚げ証言・史料集』を刊行し、巻頭論文「<沖縄籍民>の引揚げについて」を付した。

引用文献

河原功監修『台湾引揚・留用記録』第4巻(ゆまに書房、1997年)、203~204頁

赤嶺守・中村春菜「<沖縄籍民>の引揚げについて」(『<沖縄籍民>の台湾引揚げ証言・資料集』琉球大学法文学部 2018年、1~15頁)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

赤嶺守・中村春菜「<沖縄籍民>の引揚げについて」(『<沖縄籍民>の台湾引揚げ証言・資料集』琉球大学法文学部 2018年、1~15頁)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

赤嶺守編『<沖縄籍民>の台湾引揚げ証言・資料集』琉球大学法文学部 2018年、総頁数274頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

赤嶺 守 (AKAMINE, Mamoru)
琉球大学・法文学部・教授
研究者番号：20212417

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

中村 春菜 (NAKAMURA, Haruna)
松田 良孝 (MATSUDA, Yoshitaka)
本村 育恵 (MOTOMURA, Ikue)